

# 建築物省エネ法関係の手数料 算出例 (R8.4.1時点)

	<p>(例①) 一戸建ての住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外皮、一次エネの両方を省エネ仕様基準で評価</li> <li>・各種認定を受けた建築物でない</li> </ul>	<p>(例②) 一戸建ての住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外皮、一次エネの両方又はどちらかを標準計算で評価</li> </ul>	<p>(例③) 一戸建ての住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新3号建築物(平屋かつ200㎡以下)であって建築士の設計に係るもの</li> </ul>
省エネ審査 (着工前)	確認申請手数料に 「14,000円」を加算	省エネ適判手数料 「38,800円」	省エネ審査対象外
(計画変更) の場合)	建築基準法の 計画変更手数料に 「7,000円」を加算	省エネ変更適判手数料 「20,200円」 軽微変更該当証明書手数料 「10,000円」	省エネ審査対象外
省エネ 完了検査 (竣工時)	完了検査手数料に 「4,000円」を加算	完了検査手数料に 「4,000円」を加算	省エネ検査対象外
	<p>(例④) 共同住宅 (25戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外皮、一次エネの両方又はどちらかを標準計算で評価</li> <li>・共用部分を評価しない</li> </ul>	<p>(例⑤) 一戸建ての住宅・共同住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計住宅性能評価、建設住宅性能評価を取得するもの</li> </ul>	<p>(例⑥) 複合建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸 (10戸) 標準計算</li> <li>・共用部分(住宅)(80㎡)を評価する</li> <li>・店舗 (200㎡) モデル建物法</li> </ul>
省エネ審査 (着工前)	省エネ適判手数料 住戸部分 共用部分を評価しない 「155,300円」 + 「0円」 = 「155,300円」	省エネ適判不要 ・ 確認申請手数料の加算不要	省エネ適判手数料 住戸部分 共用部分 「110,200円」 + 「122,400円」 非住宅部分であって工場等除く + 「97,200円」 = 「329,800円」
(計画変更) の場合)	省エネ変更適判手数料 「81,300円」 軽微変更該当証明書手数料 「40,700円」	完了検査時に 変更設計住宅性能評価書を 提出	省エネ変更適判手数料 各区分の金額を合算 軽微変更該当証明書手数料 各区分の金額を合算
省エネ 完了検査 (竣工時)	完了検査手数料に 住戸部分 共用部分を評価しない 「15,600円」 + 「0円」 = 「15,600円」を加算	建設住宅性能評価の 検査報告書により 完了検査手数料の加算不要	完了検査手数料に 住戸部分 共用部分 「11,000円」 + 「2,800円」 非住宅部分であって工場等除く + 「4,000円」 = 「17,800円」を加算